

西尾信一先生への御礼のことば

二〇〇一（平成一三）年三月三日をもって本学法学部を退職された西尾信一先生に対し、心より御礼のことばを捧げるものである。

西尾先生のご略歴・ご業績等は本誌後掲に譲り、私は、先生より格別のご尽力を賜ったことごとくを紹介するとともに、先生への謝辞を捧げることとする。

西尾信一先生は、三重大学ご退官後の一九九二（平成四）年四月、本学部（商法講座）教授に就任され、学部では商法（「会社法」、「有価証券法」、「銀行取引法」、「商法と社会」等）を、大学院法学研究科では商法特殊講義をご担当された。そして、一九九九（平成一一）年三月に定年退職された後、二年間にわたり特任教授として引き続き本学部の講義および大学院法学研究科の特殊講義をご担当された。その間、（株）住友銀行監査役にご就任され、ご退職後は弁護士としても活躍されておられるのは、周知のとおりである。

さて、西尾信一先生が本学に赴任された一九九二（平成四）年四月には、私は海外研修中であつた。それゆえ、失礼を承知で申し上げると、その半年後に帰国するまでは先生が本学に赴任されたことは存じ上げなかつた。というのは、一〇年前ははまだ電子メールなるものは普及しておらず、研修中は大学の状況に關してまさしくロビソン・クルーソー状態であつたからだ、と弁解しておく。帰国して先生に初めてお目にかかったのは、同年九月末に舞子ビラで開催された法学部教育シンポジウムの席上であつた。それ以来、先生のまことに穏和なお人柄に接しているわけである。また、西尾先生は、私の恩師・古瀬村邦夫先生（大阪市立大学名誉教授）とは旧陸軍

幼年学校の同期生であられることをお聞きし、西尾先生にますます親近感を抱いたものである。

業績目録（本誌後掲）にあるように、西尾先生は膨大な数にのぼるご業績をお持ちであり、ご研究の分野は、銀行取引法、会社法、手形法、小切手法、民法と多岐にわたっている。先生のご研究の基本は、会社実務に裏打ちされた法理論を展開されている点にある。会社実務に疎い商法研究者は法理論の整合性の維持に傾倒するあまり独善に陥りやすく、その成果は会社実務において均衡を失するきらいがあるが、先生のご研究は長きにわたり携わってこられた会社実務に基づくものであり、まことにバランス感覚に優れたものである。それゆえに、その内容およびレベルは他者の追隨を許さず、会社実務と法理論とを密接にリンクさせた点において、西尾先生は先駆者であると拝察する。一九九八（平成一〇年）三月には、西尾法学の集大成ともいうべきご労作『銀行取引の法理と実際』を出版され、翌年一月、本書について本学より博士（法学）の称号を取得された。本書は、銀行取引実務と法理論とをリンクさせながら、銀行取引を巡る法的諸問題を検討され、その成果は銀行取引における有益な指針として生かされていると高く評価されている。

また、西尾先生は、教授会においてもバランス感覚に優れたご発言をなされ、教授会での議論が先生のご発言の方向に集約されることはたびたびであった。

ところで、本学部法律学科の開講科目に「法学特殊講義Ⅱ（企業法特別講座）」がある。これは、（社）大阪工業会・法律懇話会および神戸株式会社懇話会に所属する企業の法務担当者を講師として迎え、その方々に、企業法務に関する最新の内容等に関してご講義いただくリレー形式の講義である。西尾先生は、住友銀行にご在籍中、大阪工業会・法律懇話会のメンバーとしてもご活躍され、講師の方々とは旧知の柄柄であられるとのことである。

そこで、本講義日には、西尾先生に講師の方々へのご挨拶をお願いしたものである。さらに、二年に一回の割合

で開催された先方との打ち合わせの会合には、先生にご臨席をお願いし、講義内容の向上にご尽力いただいたことも、良き思い出となっている。

西尾先生と私の研究室ははす向かいに位置していたので、私は、日頃から、先生の研究室にお邪魔する機会が多くあった。その際、先生から本学部の現状および将来について大所高所からご指導いただくとともに、有益なご教授を賜ったものである。その中で特筆すべきものが「国際ビジネス事情」（国際関係法学科）の開講である。

西尾先生の格別のご配慮とご尽力がなければ、本講義は開講できなかったと確信しているからである。本学部国際関係法学科においても、法律学科の「法学特殊講義Ⅱ」と同様に、社会人を講師としてお招きし、国際ビジネスに関する最新情報を講述していただくことにより、学生に国際的感覚を身に付けてもらう必要性を感じていた矢先、西尾先生から「国際ビジネス事情」という科目を開講してはどうかというご提案を頂戴した。さらに、講師の選任もお引き受け下さるとのことであった。すなわち、先生は住友銀行ならびに大阪工業会・法律懇話会において培われた人脈等を活用され、講師のすべてを選任され、本講義の立ち上げならびに継続についてご尽力いただいたわけである。本講義の受講生はいずれも興味を持って受講しており、本講義の学内担当者である私としては、西尾先生より賜ったご配慮とご尽力に報いるような言葉が見つからないほど、感謝申し上げます。次第である。「余人をもって代え難い人材」とはまさしく西尾先生を指す言葉ではないかと存じ上げる次第である。

このように、とりわけ「国際ビジネス事情」について西尾先生には格別のご配慮とご尽力を賜ったわけであるが、本学ご在職中、先生から賜ったご教授ならびにご指導に十分お応えすることができないまま、先生がご退職されたことはまことに残念である。また、先生には、ご退職後も引き続き非常勤講師（「銀行取引法」・「商法特殊講義」）をお願いしているもの、ご退職後は、先生とお会いする機会がめっきり少なくなり、寂しい限りである。

そこで、本学法学部のスタッフとして、先生から賜ったご教授ならびにご指導にお応えするべく、気持ちを新たに
にして本学部の発展に精進して参る所存である。つきましては、西尾先生には、本学部の現状ならびに将来につ
いて、今後も引き続きご教授ならびにご指導を賜りますようお願い申し上げます。

西尾先生におかれましてはご健康に留意され、ますますご活躍されることを祈念する次第であります。

岡 田 豊 基